こんなお悩みをお持ちの事業主のみなさま

派遣社員の待遇を見直したい

優秀なパートタイマーはどうすれば確保できるのか?

同一労働同一賃金とは一体どういうことなの?

賃金制度の見直し方がわからない…

お気軽にご相談ください

相談無料

STEP 1 電話・メールでまずはご相談

社会保険労務士がお悩みをお伺いします

STEP 2 賃金制度の見直しをお手伝い

事業所を訪問して賃金制度の見直しについて助言を行います(希望制)

●相談窓口はこちら

非正規雇用労働者待遇改善支援センター富山

(厚生労働省 富山労働局委託事業)

〒930-0018 富山市千歳町1-6-18 河口ビル2階

TEL **076-431-3730**

hiseiki@sr-toyama.jp

http://www.sr-toyama.jp

同一労働 同一賃金 ガイドライン案に関するQ&A

Q 同一労働同一賃金ガイドライン案とはどういうものですか？

A 正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正社員（有期雇用労働者・パートタイム労働者・派遣労働者）の間で、賃金が異なるなどの待遇差がある場合に、どのような待遇差が不合理で、どのような待遇差が不合理でないかを、待遇ごとに事例も含めて示したものです。

今後、正社員と非正社員の間の待遇差について、法改正に向けた検討を行っていく予定であり、このガイドライン案は、今後、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定されるものです。

Q ガイドライン案はすぐに守らないといけないのですか？守らないとどうなるのですか？

A ガイドライン案は、現時点では「案」であり、今後、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定され、これから検討される改正法案の施行時期に合わせて施行される予定です。このため、今回のガイドライン案を守っていないことを理由に、行政指導等の対象になることはありません。

※現行の労働契約法（20条）、パートタイム労働法（8条・9条）でも正社員と非正社員の間の不合理な待遇差を禁止しています。

Q 非正社員の待遇改善をする場合に、支援はありますか？

A 賃金規定等の見直しにより、非正社員の賃金を2%以上増額させた場合など一定の場合には、キャリアアップ助成金の支給を受けられることがあります。

Q ガイドライン案の内容について知りたいのですが、どこに問い合わせたらよいでしょうか。

A ガイドライン案に関する情報は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

同一労働同一賃金特集ページ

また、ご質問がある場合は、厚生労働省に設置した専門相談窓口にお電話下さい。

03-3595-3316（平日9:30～18:15）